

令和 4 年度

第 3 山口処理場電気室過電流継電器等交換業務

業務委託仕様書

環境局 環境事業部 処理場管理事務所 山口処理場

## 第3 山口処理場電気室過電流継電器等交換業務委託仕様書

### 1. 業務名

第3 山口処理場電気室過電流継電器等交換業務

### 2. 業務概要

本業務は、第3 山口処理場の電気室に設置している、過電流継電器(OCR)及び計器用変流器(CT)を交換するものである。

### 3. 業務場所

第3 山口処理場 札幌市手稲区手稲山口364番地

### 4. 履行期間

契約書に示す着手の日から令和6年3月22日まで。

### 5. 作業計画

業務実施にあたっては、下記の書類を作成し、業務主任に提出しなければならない。

- (1) 実施工程表
- (2) 現場組織表
- (3) 主要資材一覧表
- (4) 作業方法
- (5) 施工管理
- (6) 緊急連絡体制表
- (7) 作業安全管理

### 6. 作業方法等

- (1) 機器の交換は停電作業にて実施すること。
- (2) 機器の単体試験及び連動試験を実施すること。

### 7. 主要資材

主要資材名	仕様等
過電流継電器(OCR)	既設 CO-16ID 同等品
計器用変流器(CT)	既設 BN-0 同等品
ブランクパネル	W150×H170

## 8. 諸法規の遵守

受託者は業務の施行に当たり、労働基準法・労働安全衛生法・労働災害保障保険法・道路交通法等の諸法令を遵守し、運営・適用は受託者の負担と責任において行わなければならない。

## 9. 環境配慮

本業務において、委託者である札幌市の公共工事各種ガイドラインに準じ、環境負荷の低減に努めること。

## 10. 業務責任者

受託者は、業務責任者を定め届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

## 11. 提出書類

受託者は、札幌市契約規則により関係書類を業務主任に提出しなければならない。  
(表 1 参照)

表 1

提出書類	部数	提出期限	備考	
業務着手届	2	着手と同時	}	
業務責任者届	2	着手と同時		経歴書含む (//)
健康保険証写し	2	着手と同時		割印 (//)
業務工程表	2	着手と同時		(//)
施工図	1			
業務完了届	2	完了と同時		
材料納品書	1	完了と同時	指示がある場合のみ提出	
業務写真	1	完了時		

## 12. 点検、承認

業務責任者は、業務に使用する機材について、事前に業務主任の点検又は承認を受けなければならない。

## 13. 業務中の検査

業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難な箇所については、業務主任の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。

#### 14. 業務現場管理

- (1) 業務責任者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 業務責任者は常に処理場管理者と連絡を取り合い、異常時に対処できる準備をしておかなければならない。
- (3) 業務責任者は業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷が生じた事故及び第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なくその状況を業務主任に報告しなければならない。

#### 15. その他

国土交通大臣官房営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編 令和4年版）による。

#### 特記事項

1. 作業前後の写真撮影を行うこと。
2. 施工については、原則土日で行うこと。
3. 停電・復電作業については電気主任技術者立会のもと行うこと。
4. 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
5. 業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
6. 作業時間は、原則 9 時～17 時迄とする。
7. 業務実施に必要な機器、工具、消耗品類及び廃棄物処分費は、受託者負担とする。
8. 業務中又は業務終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は一切受託者の責任により処理すること。
9. その他本仕様に基づかない事項が発生した場合は、業務主任と協議を行い、決定すること。
10. 検査後 1 年間は保証期間とする。また、その後においても、受託者の施工上の不備により、当該施設及び装置に障害が発生したことが明らかになった場合は、委託者と協議し、対処すること。

参考写真

引込受電盤（対象盤）



既設過電流継電器及び方向性地絡継電器

